

令和5年10月2日

組合員 各位

農林水産省職員生活協同組合
専務理事 喜多真一

団体（扱）保険の年末調整手続きの電子化について

農林水産省職員生活協同組合（以下「農林生協」という。）で団体扱いしている生命保険等については、現在、年末調整に必要な「保険料控除証明書」を紙媒体で組合員の皆様に発行・送付させていただいているところです。

他方、令和元年6月に決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、令和2年度から年末調整手続きの電子化を実施することとされたことを踏まえ、農林生協といたしましても、手続きの電子化に向けて関係者と検討を重ねてきたところです。

こうした状況の中で、今般、農林水産省大臣官房秘書課（以下「秘書課」という。）との間で、農林生協から農林水産省に在籍する組合員に係る「保険料控除証明書」の各個人の電子データ（以下「電子データ」という。）を秘書課に提供することにより、秘書課において、新たに導入した人材情報統合システム（以下「人材システム」という。）に一括取り込みを行うといった運用による手続きの電子化に目途が立ったところです。

このため、令和6年年末調整から、「保険料控除証明書」の発行を電子データに切り替えることとし、以降は従前の「保険料控除証明書」の紙媒体での発行・送付は行わないことといたします。

「保険料控除証明書」の電子データへの切り替えにより、組合員の皆様におかれては、人材システムで保険料控除申告を行う際に、あらかじめ控除対象保険料等が入力された状態となり、入力の手間が省けるとともに、「保険料控除証明書」の貼付も不要になるなど、申告に要する負担の軽減に資するものと考えております。また、秘書課からは所属の給与支給事務担当者の金額等の確認作業が不要となる等のメリットがあると説明を受けております。

なお、「保険料控除証明書」の電子データは、秘書課及び所属組織の年末調整事務担当者並びに給与支給事務担当者との間で共同利用する情報として取り扱いますが、電子データの利用を希望されない方は、所属の年末調整担当者等を通じ、秘書課に御相談いただきますようお願いいたします。

また、引き続き紙媒体で「保険料控除証明書」が必要な場合には、農林生協ホームページ（以下「ホームページ」という。）からログインいただくことで、印影付きの電子データをダウンロードの上、御利用いただくことが可能です。

印影付きの電子データのホームページへの掲載は、令和6年10月中旬頃を予定しており、あらためてホームページ上で掲載に係るお知らせを行うこととしております。

今後、取扱いの変更に伴い御不便をおかけする点もあるかと存じますが、本件は各組合員の皆様、給与支給事務担当者の皆様、農林生協事務局それぞれの段階での作業等が軽減される取組と考えておりますので、何卒御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。